

災害発生時における協力体制及び災害救助物資の供給等に関する協定書（案）

大阪市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人大阪災害ボランティア（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害発生時の支援協力及び救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難所の運営補助、炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与等に関して必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、大阪市域内における災害時等において、次の事項について必要であると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

- （1）災害時避難所の運営補助
 - （2）炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給
 - （3）被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- 2 前項の規定による要請は、協力業務要請書（様式第1号）により書面（電磁的記録も含む。）で行うものとする。ただし、事態が急迫して書面（電磁的記録も含む。）によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに同書面（電磁的記録も含む。）を乙に提出する。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条第1項各号の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し可能な限り協力する。

- 2 前条第1項第2号の規定による炊き出しを行う場合、炊き出しの実施方法（災害時避難所での調理方式、キッチンカー方式、セントラルキッチン方式、その他の方式）について、災害の状況等を勘案し、事前に甲乙協議を行うものとする。
- 3 乙は、前条第1項各号の要請に応じることができる場合は、協力業務要請受諾書（様式第2号）を速やかに甲へ書面（電磁的記録も含む。）により提出するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電信若しくは電話その他の方法により連絡し、その後速やかに同書面を甲に提出する。

（炊き出しの協力）

第4条 乙は、第2条第1項第2号による炊き出しを行う場合、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料」及び「特定原材料に準ずるもの」について、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

- 2 乙は、炊き出しを行う場合、衛生管理を行うほか、提供する食事を加熱する等、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
- 3 乙は、炊き出しの協力を実施したときは、適宜その進捗状況について書面により甲に報告するとともに、第2条第1項第2号に基づく要請の協力終了後、炊き出し実施報告書（様式第3号）による実施報告を速やかに甲へ書面（電磁的記録も含む。）により提出するものとする。

（物資の範囲、報告）

第5条 甲が、第2条第1項各号の規定により乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が供給可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の供給の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食品
- (2) 飲料水
- (3) 被服
- (4) 寝具
- (5) その他甲が指定する物資

2 本協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量等について、甲の求めに応じて報告する。

(費用)

第6条 第2条第1項各号の規定による災害時避難所の運営補助及び炊き出し等に係る人件費については、無償とする。

2 乙は、第2条第1項第2項、第4条第1項及び第8条の規定による炊き出しにかかる原材料費、燃料費等に要した費用を、1食あたりの金額として計算し、甲に請求できる。

3 第5条第1項各号の規定により供給する物資の代金は、災害発生時の直前における小売り価格を基準として、甲と乙が協議して決定する。

(物資等の引渡し)

第7条 炊き出しによる食品及び第5条第1項各号に規定する物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。

ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙がキッチンカー等による炊き出しに使用するキッチンカー、冷凍車、電源設備や燃料、その他資機材等を運搬するための車両及び物資の運搬、供給をするための車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(秘密の保持)

第9条 乙は、本協定に基づき知り得た甲の秘密情報（秘密である旨が明示された情報又は情報の性質及び開示状況に照らして秘密として取り扱うべき情報）並びに、この協定の遂行に関連して取得又は提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定義される「個人情報」をいう。以下同じ。）を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、協力を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了した後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例等の趣旨を踏まえてその内容を守り、個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

(第三者への損害賠償責任)

第11条 乙は、第2条第1項各号の要請による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

2 乙が、本協定に基づく業務の実施中に、自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を甲に報告し、その処置は、甲乙協議の上、定める。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を指定し、連絡票(様式第4号)を書面(電磁的記録も含む。)により互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(協議)

第13条 本協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第15条 甲乙いずれか一方が本協定を解除する場合は、解除日1か月前までに書面(電磁的記録も含む。)により相手方に通知するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市
代表者 大阪市長 横山 英幸

乙 大阪市西成区山王3丁目10番20号
特定非営利活動法人 大阪災害ボランティア
理事長 徳山 邦浩

特定非営利活動法人 大阪災害ボランティア 理事長様

大阪市長

協力業務要請書

「災害発生時における協力体制及び災害救助物資の供給等に関する協定書」第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 協力を要請する理由

2 協力要請内容

要請番号	
要請内容	
実施日時 または 実施期間	
実施場所	
数量 【炊き出しの場合…（食）】	
要請担当者 （所属・氏名・連絡先）	
その他	

大阪市長 様

特定非営利活動法人 大阪災害ボランティア 理事長

協力業務要請受諾書

「災害発生時における協力体制及び災害救助物資の供給等に関する協定書」第 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり要請を受諾します。

1 受諾内容

要請番号	
受諾事業所担当者 (所属・氏名・連絡先)	
受諾内容	
実施日時 または 実施期間	
実施場所	
炊き出しの実施方法	
数量 【炊き出しの場合…（食）】	
実施担当者 (所属・氏名・連絡先)	
その他	

大阪市長 様

特定非営利活動法人 大阪災害ボランティア 理事長

炊き出し実施報告書

「災害発生時における協力体制及び災害救助物資の供給等に関する協定書」第 4 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 実施内容

要請 番号	実施日時	実施場所	実施内容	数量	単価（1 食）	小計（数量×単価）
				食	円	円
				食	円	円
				食	円	円
				食	円	円
				食	円	円
				食	円	円
				食	円	円

合計 円

2 担当者連絡先

特定非営利活動法人 大阪災害ボランティア
担当者名：
連絡先：

連絡票

団体名		代表者	
所在地			

連絡責任者

所属			
役職		氏名	
所在地			
連絡先 （第 1 優先）	TEL	時間内（○～○時）	
		時間外（○～○時）	
	FAX		
	E-Mail		

夜間・休日等の連絡先 ※第 1 優先と同一の場合は「同上」と記載。該当ない場合は「―」

第 2 優先	TEL		担当部署	
	FAX		担当者役職	
			担当者氏名	
第 3 優先	TEL		担当部署	
	FAX		担当者役職	
			担当者氏名	
第 4 優先	TEL		担当部署	
	FAX		担当者役職	
			担当者氏名	

備考

--